

各支給認定保護者の皆様

隣保館認定こども園

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和7年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

隣保館認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和7年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和7年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童) 単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	236,808	236,808	215,838
5月	236,808	236,808	215,838
6月	236,808	236,808	215,838
7月	236,808	236,808	215,838
8月	236,808	236,808	215,838
9月	236,808	236,808	215,838
10月	236,808	236,808	215,838
11月	298,408	235,668	214,698
12月	298,408	235,668	214,698
1月	302,248	239,508	218,538
2月	298,408	235,668	214,698
3月	309,778	247,038	226,068

■保育認定児童(2号3号認定児童) 単位:円

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	266,620	256,920	185,390	175,690	165,310	155,610	120,930	111,170	100,820	91,110
5月	266,620	256,920	185,390	175,690	165,310	155,610	120,930	111,170	100,820	91,110
6月	266,620	256,920	185,390	175,690	165,310	155,610	120,930	111,170	100,820	91,110
7月	266,570	256,870	185,340	175,640	165,260	155,560	120,880	111,120	100,770	91,060
8月	266,570	256,870	185,340	175,640	165,260	155,560	120,880	111,120	100,770	91,060
9月	266,510	256,810	185,280	175,580	165,200	155,500	120,820	111,060	100,710	91,000
10月	266,510	256,810	185,280	175,580	165,200	155,500	120,820	111,060	100,710	91,000
11月	266,450	256,750	185,220	175,520	165,140	155,440	120,760	111,000	100,650	90,940
12月	266,450	256,750	185,220	175,520	165,140	155,440	120,760	111,000	100,650	90,940
1月	267,190	257,490	185,960	176,260	165,880	156,180	121,500	111,740	101,390	91,680
2月	266,450	256,750	185,220	175,520	165,140	155,440	120,760	111,000	100,650	90,940
3月	284,690	274,990	203,460	193,760	183,380	173,680	139,000	129,240	118,890	109,180

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途245×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,900を追加。